

飯島町農業振興総合対策事業－就農環境改善対策事業 Q&A

	質 問	回 答
1	研修生のような方を受け入れて働いてもらう場合も「新たな雇用」にカウントして良いか	・ 本事業の実施主体が直接給与・賃金を払う方のみを対象としてください。
2	ボランティアや謝礼として物品を渡す方も「雇用する者」に含めて良いか	・ 本事業は、農業の就労先（給与・賃金を稼げる場所）を町内に増やしていく事を目的としています。本事業の実施主体で給与・賃金を払う方のみを対象としてください。
3	雇用する者の1人あたりの就労時間の基準	・ 年間14日以上/1人を基準としています。 ・ 1日辺りの労働時間は問いません。
4	新設する作業小屋等の中に、本事業の補助対象設備等を整備する際の補助対象経費の整理方法	・ 見積書や設計書等により、建物全体の建設費の内、本事業の補助対象となる施設等の整備に係る経費（補助対象経費）がいくらなのか分かるように仕分けをお願いします。 ・ 単純に仕分けができない費用は、面積による按分計算等により算出をお願いします。